

第五回国会における衆議院決議「葬儀、護謹に附する決議」
に対する報告(案)

決議一、「斂殮者に対する葬儀その他の行事につき、一般文民同様の取扱とすること。」について

斂殮者の葬儀等については、昭和二十一年十一月一日附、内務、文部兩次官通達「公葬率につけて」にてよつて取り扱つてゐるが、この通達の趣旨を誤解してゐるまゝあるので、さしあたり、本年六月六日付登録第一号引揚護謹方復員局長及び文部大臣官房葬儀課表連名をとつて、各都道府県、各都道府県教育委員会あてに通達を發し、斂殮者の葬儀等に町村長の公職者が個人の資格で参列すること及びこれらの方の葬儀等を寺院、教会等の宗教施設を使用して行うことは、やしつかぬハニトを再確認せしめる。一考、更にニの決議の趣旨に添つて繕骨の出迎えその他具体的問題につき連絡軍司令部へ民間情報教育部)に連絡中である。

決議二、「還疾年金又は弔慰金を支給すること。」について

還疾年金については、木ソダム宣言の受諾に伴う勅令第六十八号は、「陸、海軍人、軍属又は此等の者の遺族たるに因る各号の恩給は、大きせむ」と決められてゐる關係上支給はできないと考えられる。又弔慰金については目下検討中である。
決議三、「生活保護の基準額を真に人たらに倣する生活をなし得る程度まで即時引き上げ、特に老人、婦女子の家疾の生活の確保を図ること。」について

生活保護法の改訂

公的扶助の制度抜粋の決議の主旨に添ひ、生活保護法による生活扶助費基準額を内容の合理的改善と各費目の割合を適正化し被保護世帯の生活の実態により、一層適合するよう今回へ第十九次との改訂を行つたのである。

右の趣旨により行われた今回の改訂の要旨を擧げると次の通りである。

(一) 最低生活費の認定における

(1) 満四十五以下の乳児又は幼児を二人以上養育してゐる母又はこれに準ずる者

で他に手代りのない者

(2) 不良、寒疾、精神異常者、傷病者の看護のため、(1)と同様の就労状態にある者については、本人の勞作の程度努力の状態を勘案して東京都の区を有する地域、五大都市及びこれと事情を同じくする地域においては、月額三五〇円以内、その他市及びこれと事情を同じくする地域においては、月額三〇〇円以内、その他の町村においては、月額二六〇円以内で飲食物に加算して差支えなハニヒとし、又收入の認定においては勤労收入、事業收入、内職收入につき前記の金額の範囲内で、その地域に応じた額を必要経費として收入額頼から、これを控除するようとした。

(3) 年令区分は従来の四区分を八区分に簡素化すると共に男女の別は取扱量の比較的少在ハ十三才以下において徹底し、十三才以上については男女の金額差を減少するよう操作し改訂した。

(4) 飲食物費、被服費、保健衛生費等については価格の改訂を行うと共に石巻町

入費、薪炭費等については現状に即するよう価格と数量の両面から改訂し、更に家賃については最低生活費認定基準表第二類の範囲内で適用し得ると共に落ち不足する場合は認定基準表の家賃の十割額まで都道府県知事の認可を得て認め得るようとした。

(5) 教育費の基準額を価格及び内容の両面より適正化し、従来のほぼ倍額程度に増額した。

(6) 生活扶助費支給上り受けられた制限を撤廃し、基準額まで市町村限りで支給できるよう改めた。

決議四、「子供の育英に対し、特別の考慮を払う」とつけて

現行大日本育英会法第一條には、「優秀なる学徒にして經濟的理由により、修学困難なるものに対し、學費の貸与其の他之が育英上必要な業務を行ひ以て國家有用の人材を育成することを目的とする」とあり、ハガヤク英や教育を中心としていた

が、歴後引々続々懸念情勢のひづれに伴ひ、学徒の生活は急激に困難におちたり、
学業継続の困難、ひいて学業が難免する傾向が著しくなつてまゐる。この事情にかん
がく、從來の英大教育の方針を譲り置し、生活困窮者に重きを指向り、奨学生採用範
囲の拡張に努め、本決議の主旨につけてと特別の考慮を取つてゐる。しかしながら、
予算の關係上、これらを全面的に採用するには至つてはなまことは最難である。

しかし、専門奨学生採用率の引上、個人貸与額の増加を期して、予算増額等につ
いては終末から努力していいるところであり、今後とも更に力を尽したまこと考える。
決議五、丁生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を圖ること。併つて

厚生省においては、生活保護法の生業扶助制度の活用を図り、又未亡人に対する生
業資金の貸付は、^既更生資金貸付事業及び国民金融公庫による生業資金の貸付の一環
として行われてゐるが、更に、昭和二十四年度補正予算及び昭和二十五年度予算に
おいて、国民金融公庫に相当額の増資を行ひ、生業資金貸付を該充する予定である。

決議六、「復産所、母子寮及び保育所を増設すること。」について

（）復産所

近時失業者の激増に伴々要援護者、未亡人遺族等に対する経済保護事業としての復産施設の整備私化を図ることか、現下緊喫の要務であるので、積極的に資材の斡旋をする外、確然たる方針のもとに正しき運営を行ひせるよう指導に万全を期している。

（）母子福利施設

1. 母子寮 及び 保育所

母子福利施設の拡充私化については、児童福利法の母子寮及び保育所の増加に努力しているが二十四年度国庫負担により母子寮ニシ箇所（収容世帯数四三五、収容人員一三〇五人）、保育所一ニ五箇所（收容人員八〇八〇人）の増設を図った。

（）夫婦人母子の生活環境上その子供の福祉に欠ける處の如るところを夫七人の筆記により、近に保育所がない場合、暫間のみあづかって貰うことのできる書簡家庭登記

の途をかりていてある。

決議七、「その地課税、黒地及び所出耳の問題に関する、老人、婦女子の家庭の特殊事情を充分参考して、適当の改正を行ふこととし、その実施上円滑を期すること」について

（）課税の減免

（）未七人及び戦没者の遺族について、特別に租税減免の措置を講ずることべつにては、税制改正に因するシヤウアブ勅令に従つて扶養親族として控除を受け得る半額以上を受けている者は成年者であつても扶養親族として控除を受け得るまう改正が行われぬと申であるから一般に就学中の者やその家庭の事業に從事する者も控除を受け得ることとなり、これらの世帯の租税負担も相当程度輕減されるものと考えられる。また、課税にあたつては、税法の規定するところにより、右人の所得を調査し、その実情に即合する適正な課税をなすべきはもとよりのことであつて、この点については、最も力をいたしてゐるところである。

(iv) なお、これシノ君の生活保護法の適用を受けている場合において同法の規定により、支給を受けた保護金品については、何等課税されないことは勿論である。

(二) 農地の解説

1. 遺族である農地所有者が貸付地を取りあげて耕作しようとする場合には、具体的な事情を充分考慮し、自作を相当と認めるもの、又はその農地を取りあげて耕作する以外に生計を維持できないと認められたるものについては、土地の取りのびを認めることとしている。

2. 農地の買収、売渡しについては、遺族の生活保護に特別の関連がないので、一般原則に基き措置している。即ち、未七八人並びに戦死者遺族の所有農地は自作農創設特別措置法十五條の買収除外地を除き、全法十三條の買収農地はすべて買収し、遺族の耕作している買収農地は、同法オナニ條の規定により「日作農として農業に専従する見込みある者」である限り売渡される。たゞ之売渡の相

手方として不適格なため売渡をされない場合にも、直ちに耕作权を奪うような措置は執らない。

3. 遺族の買収農地の対価として交付された農地証券は、遺族の生活資金として必要の場合には、国債政債基金によつて日本勧業銀行等において買上げているが、今後この制度を拡大したいと考えている。

(三) 作物供出

供出割当に因し、危人、婦女が多く、労働力の低い遺族農家と普通の農家と割一的に取扱うことは、不合理であるので、割当ノ決定に際し、農地を耕作する世帯員の状況等を充分考慮して当該農家の能力に応じた妥当な生産計画を指示し、これに基づいて供出せしめる建前である。

農林省としては、この趣旨に沿つて実施面においても強く指導しているが、今後ともその適正なる実施について努力する方針である。